

共同企業体の取扱いについて

(目的)

第 1 この取扱いは、工事請負業者の競争参加資格を定める場合における建設共同企業体として参加する者の経営事項審査結果通知書に記載される総合点数（以下「総合点数」という。）に対応する共同企業体としての算定方法、競争参加基準等を設けることを目的とする。

(定義)

第 2 この取扱いにおいて「共同企業体」とは、中小・中堅建設業の振興を図るため、優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化し、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成されたものをいう。

2 この取扱いにおいて「共同企業体の構成員」とは、次の各号に該当する者のうちから発注工事に対応する工事種別（建設業法第 2 条第 1 項別表に定める工事種別をいう。以下同じ。）の建設業許可を有する競争参加資格確認申請者の組合せで結成した者をいう。この場合において構成員の数は 2 又は 3 社とする。

- 一 資本の額若しくは出資の総額が、20 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の会社若しくは個人による組合せであること。
- 二 すべての構成員が希望する工事の工事種別において元請としての施工実績を有すること。
- 三 すべての構成員が希望する工事の工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が 3 年以上あること。
- 四 すべての構成員が、均等割の 10 分の 6 以上の出資比率であること。
- 五 中小企業基盤整備機構工事等請負業者選定要領（要領 17 第 1 号）（以下「選定要領」という。）第 2 条第 1 項第 6 号に該当する者でないこと。

(総合点数の算定方法)

第 3 工事への競争参加を希望する共同企業体の総合点数の算定方法については、経営事項審査の告示（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）及び工事請負業者の資格を定める場合の算定要領（昭和 41 年 12 月 23 日建設省厚第 79 号）に基づき算定するものとする。

(算定方法の適用)

第 4 第 3 の規定による算定は第 2 に規定する要件を満たした者について、中小企業基盤整備機構工事等請負業者選定要領（以下「選定要領」という。）第 6 条第 1 項の競争参加資格確認申請書（建設工事）にその旨を記載し、かつ、建設共同企業体協定書を添付して行わせるものとする。この場合において、建設共同企業体の構成員の選定要領第 6 条第 2 項に掲げる書類を併せて提出させるものとする。

(変更の届出)

第 5 第 3 の規定の適用を受けて一般競争参加資格があると認定された建設共同企業体は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を契約担当役又は分任契約担当役に届け出なければならないものとする。この場合において、当該事項を証明する証明書を添付して行うものとする。

- 一 建設共同企業体の構成員が第 2 第 2 項各号の一に該当しなくなったとき。
- 二 第 4 第 1 項により提出した事項に変更があったとき。

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一 ○○発注に係る○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3カ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○建設株式会社 ○○%

○○建設株式会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規

定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかきがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印
〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇建築工事 〇〇建設株式会社 〇〇円
〇〇建築工事 〇〇建設株式会社 〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

※01受付番号

※02許可番号

共同企業体等調書

建設工事の種類	技 術 職 員 数																												合 計	※ 評 点								
	1 級						講 習 受 講						基 幹						2 級						そ の 他													
	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④			⑤	⑥or計						
01	土	木	一	式																																		
02	建	築	二	式																																		
03	大			工																																		
04	左			官																																		
05	と	び	・	土	工	・	コ	ン	ク	リ	ー	ト																										
06				石																																		
07	屋			根																																		
08	電			気																																		
09				管																																		
10	タ	イ	ル	・	れ	ん	が	・	ブ	ロ	ッ	ク																										
11	鋼			構																																		
12	鉄			筋																																		
13	ほ			装																																		
14	し	ゆ	ん	せ	つ																																	
15	板			金																																		
16	ガ			ラ																																		
17	塗			装																																		
18	防			水																																		
19	内			仕																																		
20	機			設																																		
21	熱			緑																																		
22	電			通																																		
23	造			園																																		
24	さ			井																																		
25	建			具																																		
26	水			設																																		
27	消			設																																		
28	清			設																																		
	合			計																																		

年間平均完成工事高

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥ or 計	※数値	※点数	※合計	※評点(X2)
工種別年間平均完成工事高										
自己資本額										
利益額										
経 営 状 況									※ 評 点 (Y)	
その他の評価項目									※ 評 点 (W)	

※欄については、記載しないこと